

議 第 53 号

令和8年9月24日提出

熊本市立金峰山自然の家運営協議会の委員の委嘱について

熊本市立金峰山自然の家運営協議会委員を別紙のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

(提出理由)

熊本市立金峰山自然の家運営協議会の委員の任期が満了したため、新たに委員を選任する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立金峰山自然の家運営協議会委員名簿（案）

任期：令和8年（2026年）10月1日～令和10年（2028年）9月30日

（敬称略・順不同）

		氏名	所属団体・役職等	備考
1	学識経験	小林 寛子	・東海大学 文理融合学部 地域社会学科 客員教授	新任
2	学校教育	廣瀬 文子	・熊本市立託麻原小学校 校長	新任
3	社会教育	後藤 謙佳	・熊本県キャンプ協会 理事	再任 (2期目)
4	社会教育	塚本 綾	・熊本市PTA協議会 常任理事	再任 (2期目)
5	福祉	大島 真樹	・熊本市障がい者相談支援センター青空 センター長	新任
6	民間	吉永 ひとみ	・国土交通省PPP(官民連携)サポーター ・鹿児島銀行地域支援部 地域コンサルティング室	新任
7	地元代表	今村 秀寿	・芳野校区自治協議会 兼 自治会連合会 会長	再任 (2期目)
8	地元代表	川上 喜久	・河内校区自治協議会 兼 自治会連合会 会長	再任 (2期目)
9	行政	小園 英行	・熊本森林管理署 森林技術指導官	再任 (2期目)
10	公募委員	松野 栄大郎	・公募委員 (熊本県立大学学生)	新任

関係法令（参考）

○熊本市立金峰山自然の家条例（昭和 50 年条例第 13 号） 《抜粋》

（運営協議会）

第 17 条 金峰山自然の家の運営を効果的に行うため、熊本市立金峰山自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、10 人以内とし、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

○熊本市立金峰山自然の家運営協議会運営要綱（平成 24 年 10 月 25 日制定） 《抜粋》

（趣旨）

第 1 条 熊本市立金峰山自然の家条例（昭和 50 年条例第 13 号）第 17 条第 4 項の規定に基づき、熊本市立金峰山自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（組織）

第 2 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、必要と認める者

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（所掌事項）

第 5 条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 金峰山自然の家の事業計画及び運営方針の策定に関すること。
- (2) 金峰山自然の家の指導者研修に関すること。
- (3) 金峰山自然の家の安全管理及び広報に関すること。
- (4) 金峰山自然の家の諸課題・検証・評価等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、金峰山自然の家運営に必要な事項に関すること。

熊本市立金峰山自然の家運営協議会について

1 熊本市立金峰山自然の家運営協議会とは

熊本市立金峰山自然の家条例(昭和50年条例第13号)に基づき設置された附属機関。

金峰山自然の家の事業計画や運営等に必要な事項を審議し、意見を今後の効果的な運営面等に反映していくもの。

2 設置年月日

平成16年10月25日

3 委員構成及び任期

・委員定数 10人以内(要綱第2条)

・委員任期 2年(要綱第3条)

・教育委員会が委嘱(要綱第2条第2項)

4 会議開催状況

年1回程度開催

<令和5年度>

・令和5年5月18日

これまでの経緯 基本設計について

・令和5年8月2日

これまでの経緯 新施設設計について

<令和6年度>

・令和6年6月21日

新施設整備運営事業の進捗状況 新施設の愛称選考

・令和6年11月26日

新施設整備運営事業の進捗状況 新施設の愛称決定(報告)

<令和7年度>

・令和7年11月5日

新施設整備運営事業の進捗状況 施設運営状況

・令和8年3月18日

令和7年度事業報告 令和8年度の事業計画

5 委員報酬

10,000円/回